

第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針

5-1. 住宅・建築物の耐震化への課題

本市の住宅の耐震化については、平成 20 年度の本計画策定後、計画に即した施策を推進し、令和 2 年度時点の耐震化率は 84.2% で目標に比べ 10.8 ポイント下回りましたが、計画策定時からは 15.4 ポイント増加しました。

多数の者が利用する建築物の耐震化については、平成 20 年度の本計画策定後、令和 2 年度時点の耐震化率は 91.1% で目標に比べ 3.9 ポイント下回りましたが、計画策定時からは 12 ポイント増加しました。

国の基本方針や令和 3 年 4 月に見直された北海道耐震改修促進計画における住宅の耐震化率の目標値は 95%、多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物は“おおむね解消”とされており、本計画においても整合を図ることとします。

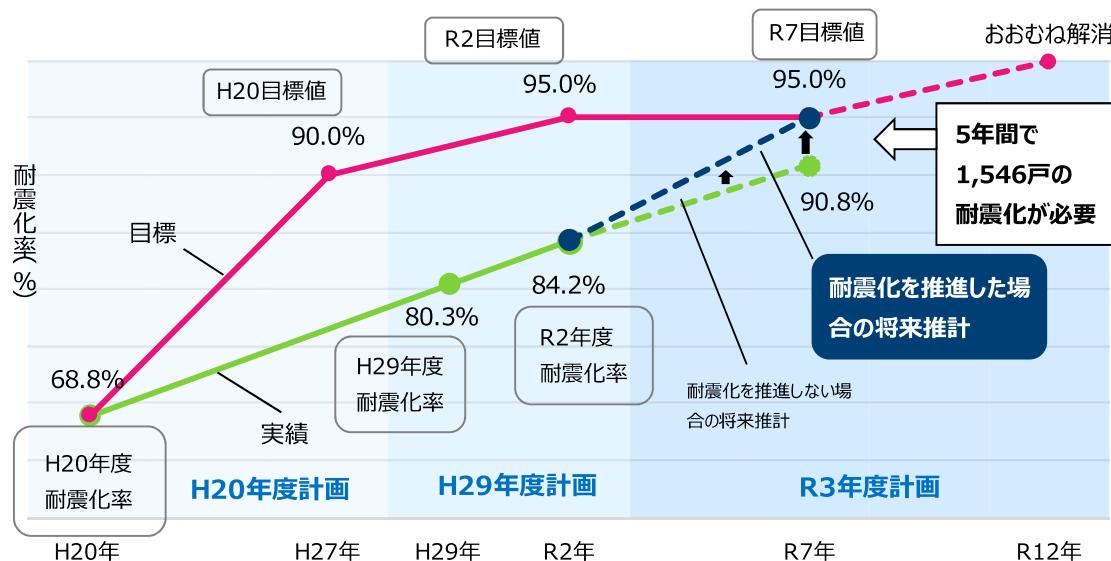


図 1 3 住宅の耐震化の状況

住宅・建築物の耐震化率を高めるために適切な施策を講じる必要がありますが、次のような課題が耐震化の促進を妨げていると考えられます。

- ◆ 耐震改修に要する費用負担が重いと感じられている。
- ◆ 所有者が高齢で住宅・建築物の耐震化に積極的になれない。
- ◆ 耐震改修促進法の改正内容、耐震性に関する相談窓口の周知が市民に浸透していない。
- ◆ 耐震診断・耐震改修に精通した技術者、事業者が不足している。
- ◆ 長年空き家となり放置されたまま、管理されていない住宅や建築物が存在している。

これらの課題に対応するため、各主体（市・所有者・建築関連事業者）の役割について整理します。

5-2. 耐震化促進に向けた各主体の役割

（1）本市の役割

- 市民の安全・安心の確保が本市の責務であり、相談体制の充実や情報提供など安心して耐震診断・耐震改修が実施できる環境づくり、地震に対する安全性の向上に関する知識の普及・啓発などの情報提供を行います。
- 北海道と連携して、住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策を推進します。
- 市が保有する建築物の耐震化を計画的に取り組みます。

（2）所有者の役割

所有者は、耐震化を進める主役として、自己の生命・財産を自ら守るためにだけでなく、隣接する建築物や道路にも被害を及ぼすことを考え、住宅・建築物の耐震化に努める必要があります。

特に、多数の者が利用する建築物については、利用者の安全確保の観点からも、早急に積極的な対策を講じることが求められます。

（3）建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性が人命や財産にかかわる問題となることを再認識し、住宅・建築物の所有者や地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストック形成のための情報発信や技術力向上に努める必要があります。

5-3. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、各主体が自らの問題、地域の問題という意識のもと、住宅・建築物の耐震化に取り組んでいく必要があります。

施策の展開にあたっては、第6期 岩見沢市総合計画で定めている「災害に強いまちづくりを推進するため、防災意識の高揚や地域内での体制づくりを通じて自助・共助・公助の精神を高めた地域防災力の向上」を視野に次に示す4つのテーマを定め、そのテーマに沿って各主体が具体的かつ着実に進められるよう努めます。

表10 施策の展開に向けてのテーマと主体

テーマ		主体
①	安心して耐震化を進められる環境づくり	市・建築関連事業者
②	住宅・建築物の地震防災対策に関する知識の普及・啓発	市
③	地震時における住宅・建築物の総合的な安全対策の推進	市・所有者 建築関連事業者
④	耐震診断・耐震改修を担う人材の技術力向上	市・建築関連事業者